

地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の提案及び実施による主体的な地域課題の解決又は地域活性化を促進するために、地域計画に基づき活動を実施する地域づくり組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり組織 地域住民による主体的な地域課題の解決又は地域活性化のため、平成18年1月1日の合併前の市の区域における中学校区、又は小学校区その他一定のまとまりのある地域を単位として、当該地域の住民等により構成された包括的な地域づくりを担う組織をいう。
- (2) 地域計画 地域の活力向上又は地域課題の解決に取り組むことを目的に、地域のまちづくりの目標、活動方針等を定めた計画をいう。

(交付対象及び承認申請)

第3条 交付金の交付対象となる組織は、地域づくり組織として市長の承認を受けた組織とする。

2 組織は、市長の承認を受けようとするときは、地域づくり組織承認申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 地域計画
- (3) 組織の設立を証明する書類（総会議事録等）
- (4) 組織図
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり組織承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により組織に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により承認した組織がその要件を満たさなくなったと認めるときは承認を取り消すものとし、地域づくり組織承認取消通知書（別記様式第3号）により、組織にその旨を通知するものとする。

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業は、地域計画に基づき実施される次の事業とする。

- (1) 地域福祉推進事業
- (2) 地域の安心・安全に係る事業
- (3) 地区公民館事業
- (4) 移住・定住促進事業
- (5) 地域資源活用事業
- (6) その他地域課題の解決に必要と認められる事業

(交付対象経費)

第5条 交付対象経費は、前条の事業の実施に要する費用及び組織の基本的な運営に要する費用とする。ただし、次の費用は、除くものとする。

- (1) 営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動及び争議行為に関するもの
- (2) 飲食費（事業実施上必要な飲料水類及び食材を除く。）

(3) 他の補助事業の補助金を充当しているもの

(4) その他市長が不相当と認めるもの

2 備品購入及び工事に係る費用について合計で交付金申請額の10パーセントを超える見込みとなる場合については、事前に市長と協議をし、承認を得なければならない。

(交付金額)

第6条 交付金の額は、予算に応じて定める額を上限とする。

(交付申請)

第7条 組織は、交付金の交付を受けようとするときは、地域づくり組織活動支援事業交付金交付申請書(別記様式第4号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 当該年度の活動計画が分かる書類

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、交付を決定し、別記様式第5号により通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定する場合において、その目的を達成するため必要であると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請及び承認)

第9条 組織は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更が生じるときは、速やかに、地域づくり組織活動支援事業交付金変更承認申請書(別記様式第6号)により市長に申請しなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更である場合であり、かつ、交付金に余剰金が発生しない場合については、申請不要とする。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を地域づくり組織活動支援事業交付金変更承認(不承認)通知書(別記様式第7号)により組織に通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第10条 組織は、第8条第1項の交付決定を受けた後に、市長に交付金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求の後に、次に掲げる基準月に交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に、1,000円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する額に含めて交付する。

(1) 第1基準月 4月

(2) 第2基準月 7月

(3) 第3基準月 10月

(4) 第4基準月 1月

3 市長は、組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず、交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(繰越金)

第11条 組織は、当該年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度の経費として使用することを条件に繰越しすることができる。ただし、当該年度交付金の20パーセントを超える金額を繰り越す場合においては、市長と協議し承認を得なければ繰り越すことができない。

(積立処理)

第12条 組織は、申請の翌年度から起算して3か年以内に着手する事業の財源を計画的に確

保するため、地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画協議書（別記様式第 8 号）により市長と協議して積立金を設けることができる。

2 組織が積み立てることができる金額は、当該年度交付申請額の 15 パーセント以内の金額とする。

（積立の承認）

第 13 条 市長は、前条による協議があったときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画承認（不承認）通知書（別記様式第 9 号）により通知するものとする。この場合において市長は、当該積立金の運用について、条件を付すことができる。

（積立処理の変更）

第 14 条 組織は、第 12 条に定める積立計画協議書に変更が生じる場合は、地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画変更協議書（別記様式第 10 号）により市長と協議し承認を得るものとする。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画変更承認（不承認）通知書（別記様式第 11 号）により通知するものとする。この場合において市長は、当該積立金の運用について、条件を付すことができる。

（実績報告）

第 15 条 組織は、事業完了後速やかに地域づくり組織活動支援事業交付金事業実績報告書（別記様式第 12 号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組織は、積立計画における事業完了後速やかに地域づくり組織活動支援事業交付金積立事業実績報告書（別記様式第 13 号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

3 市長は前 2 項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき交付金の額を確定し、地域づくり組織活動支援事業交付金（積立金）交付額確定通知書（別記様式第 14 号）により、組織にその旨を通知するとともに、既に交付金を交付している場合はその精算を行うものとする。

（プロジェクト事業）

第 16 条 市長は、第 4 条に記載の事業のほか、プロジェクト事業として予算の範囲内で交付金を交付することができる。

2 交付対象の事業は次に掲げるもののうち、地域課題の解決又は地域活性化への優れた効果が見込まれ、かつ、原則として単年度で完結するものとする。

（1）地域計画に合致している事業

（2）地域のニーズや課題に対応し、地域にとって必要な事業

（3）地域に開かれ、多くの住民が参画し、交流できる事業

（4）地域の歴史、文化、自然など地域資源を活かした事業

（5）地域住民の熱意と主体性のもとに行われる事業

（6）地域の活性化につながる事業

（7）事業を通じて、今後のまちづくりの担い手の育成につながる事業

3 補助金の対象は、対象となる当年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに実施する事業とし、

次条に規定する交付申請前に実施した事業又は交付決定前に着手した事業であっても、地域のまちづくりに関し識見を有する者の意見を聴いた上で市長が必要と認める場合は対象とする。

(プロジェクト事業の交付申請)

第17条 組織は、プロジェクト事業の申請を行うときは、地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金交付申請書(別記様式第15号)により申請し、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(プロジェクト事業の交付決定及び通知)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付を決定し、別記様式第16号により通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査を行う場合において、必要であると認めるときは、地域のまちづくりに関し識見を有する者の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、交付金の交付を決定する場合において、その目的を達成するため必要であると認めるときは、条件を付することができる。

(プロジェクト事業の変更申請及び承認)

第19条 組織は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更が生じるときは、速やかに、地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金変更承認申請書(別記様式第17号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金変更承認(不承認)通知書(別記様式第18号)により組織に通知するものとする。
- 3 前項に規定する審査については、前条第2項の規定を準用する。

(プロジェクト事業の交付金の請求及び交付)

第20条 組織は、第18条第1項の交付決定を受けた後に、市長に交付金の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金を交付するものとする。
- 3 市長は、交付金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第18条第1項で交付決定した額の範囲内で、第1項の請求をもって、概算払により交付金を交付することができる。

(プロジェクト事業の実績報告)

第21条 組織は、事業完了後速やかに地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金事業実績報告書(別記様式第19号)に、市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき交付金の額を確定し、地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金交付額確定通知書（別記様式第20号）により組織にその旨を通知するとともに、既に交付金を交付している場合は、その精算を行うものとする。

（交付金の返還）

第22条 組織は、交付金に余剰が生じたときは、当該余剰金を返還しなければならない。

（単年度会計処理）

第23条 交付金の会計処理は、単年度処理を原則とする。

（組織の責務）

第24条 組織は、交付の決定を受けた交付金について適正な管理及び執行に努めなければならない。

（書類の保管等）

第25条 組織は、交付金の収支を明らかにした書類及び証拠書類を整備し、交付対象となる事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行日等）

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

1 改正後の地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の交付金から適用する。

（地域づくり組織支援事業交付金交付要綱の廃止）

2 地域づくり組織支援事業交付金交付要綱（平成29年4月1日制定）については廃止し、三和、夜久野及び大江地域における地域づくり組織についても、この要綱にて取扱うものとする。

福知山市長 様

団 体 所 在 地
団 体 名
代表者 役職名
氏 名

地域づくり組織承認申請書

地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、地域づくり組織として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 団体の設立年月日 年 月 日

2 関係書類

(1) 規約

(2) 地域計画

(3) 団体の設立を証明する書類（総会議事録など）

(4) 組織図

(5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

福知山市長

地域づくり組織承認（不承認）通知書

年 月 日付けをもって申請がありました、地域づくり組織承認申請について、下記のとおり決定したので、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第3条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 承認します。
- 2 次の理由により承認しません。
(理由)

年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

福知山市長

地域づくり組織承認取消通知書

年 月 日付けで通知した地域づくり組織の承認について、下記のとおり取り消したので、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第3条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 承認取消年月日 年 月 日
- 2 取り消した理由

福知山市長 様

団 体 所 在 地
団 体 名
代 表 者 役 職 名
氏 名

地域づくり組織活動支援事業交付金交付申請書

地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 関係書類

(1) 年度活動計画書

(2) 収支予算書

(3) そ の 他

別記様式第5号（第8条関係）

福知山市指令第 号

所在地
団体名
代表者 様

年 月 日付けで申請のあった地域づくり組織活動支援事業交付金交付申請
について承諾し、地域づくり組織活動支援事業交付金として 円を交付します。

なお、交付金の交付については、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第10条に
よるものとします。ただし、次の事項に注意してください。

年 月 日

福知山市長

- 1 この交付金は、地域づくり組織活動支援事業交付金として地域づくり組織に対し交付するものです。

総 額	円
第1四半期分	円
第2四半期分	円
第3四半期分	円
第4四半期分	円
- 2 この交付金を他の目的に使用することはできません。
- 3 この交付金の交付を受けるときは、この指令書の写しを添えた請求書を提出してください。
- 4 年度活動計画に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ申請して、承認を受けてください。
- 5 事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書、収支決算書その他必要な書類を提出してください。
- 6 事業施行者の支払方法は、金融機関からの振込みを原則とし、振込みの場合の証拠書類については、支払の事実を証明するもの（銀行振込受領書等）を事業報告に添付してください。ただし、現金支払の場合は、領収書を添付してください。
- 7 地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱に違反したとき、又は事業の収支が不相当と認められたときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

福知山市長 様

団 体 所 在 地
団 体 名
代 表 者 役 職 名
氏 名

地域づくり組織活動支援事業交付金変更承認申請書

年 月 日付け福知山市指令第 号で交付決定のあった事業について地域
づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更し
たいので、承認願いたく、申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容（変更後の事業計画書等を添付）

（1）事業の内容

（2）変更交付申請額 円

年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

福知山市長

地域づくり組織活動支援事業交付金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けをもって申請がありました、地域づくり組織活動支援事業交付金変更承認申請について、下記のとおり決定したので、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 承認します。

変更後交付金交付決定額 円

- 2 次の理由により承認しません。
(理由)

福知山市長 様

団 体 所 在 地
 団 体 名
 代表者 役職名
 氏 名

地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画協議書

年度地域づくり組織活動支援事業交付金について、後年度に着手する事業の財源を確保するため、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、申請します。

記

積立申請額 円

積立理由等	理 由		
	積立計画	次年度以降 積立計画	
		事業予定年度、 事業概要等	
積立の割合	年度交付金額(A)		円
	積立申請額 (B)		円
	割合 (B) / (A)		%
積立保有状況	交付金既積立額 (C)		円
	年度積立予定額 (B)		円
	年度末 積立保有予定額 (C) + (B)		円
備 考			

年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

福知山市長

地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画承認（不承認）通知書

年 月 日付けで協議のあった交付金の積立については、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認します。

（1）積立承認額 円

（2）条件

2 次の理由により承認しません。

（理由）

福知山市長 様

団 体 所 在 地
 団 体 名
 代 表 者 役 職 名
 氏 名

地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画変更協議書

年 月 日付で承認された地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画の変更について、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

積立変更申請額 円

積立変更理由等	理 由		
	変更内容	積立計画 事業予定年度、 事業概要等	
積 立 の 割 合	年度交付金額(A)		円
	積立変更申請額(B)		円
	割合 (B) / (A)		%
積 立 保 有 状 況	交付金既積立額 (C)		円
	年度積立予定額 (B)		円
	年度末 積立保有予定額 (C)+(B)		円
備 考			

別記様式第11号（第14条関係）

年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

福知山市長

地域づくり組織活動支援事業交付金積立計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで協議のあった積立計画の変更については、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認します。

（条件）

2 次の理由により承認できません。

（理由）

福知山市長 様

団 体 所 在 地
団 体 名
代 表 者 役 職 名
氏 名

地域づくり組織活動支援事業交付金事業実績報告書

年 月 日付け福知山市指令第 号で交付決定のあった事業について地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 精 算 額 円

2 関係書類

- ・事業実績の資料（個々の事業実績資料、写真等）
- ・事業の収支決算書
- ・納品書（写し又は原本）
- ・領収書（写し又は原本）
- ・参考資料（記録写真、掲載新聞記事など）
- ・その他市長が必要と認めた書類

※1 支払方法が金融機関からの振込みの場合は、支払の事実を証明するもの（銀行振込受領書等）、現金支払の場合は領収書を添付すること。

※2 必要に応じて次の書類を提出すること。

- ・旅費については、出張行程表
- ・謝金については、議事次第
- ・委託している場合は、委託契約書等
- ・人件費が発生する場合は、出勤状況が分かるもの（出勤簿又は業務日誌等）

福知山市長 様

団 体 所 在 地

団 体 名

代表者 役職名

氏 名

地域づくり組織活動支援事業交付金積立事業実績報告書

年 月 日付けで承認のあった積立事業について地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 精 算 額 円

2 関係書類

- ・事業実績の資料（個々の事業実績資料、写真等）
- ・事業の収支決算書
- ・納品書（写し又は原本）
- ・領収書（写し又は原本）
- ・参考資料（記録写真、掲載新聞記事など）
- ・その他市長が必要と認めた書類

※1 支払方法が金融機関からの振込みの場合は、支払の事実を証明するもの（銀行振込受領書等）、現金支払の場合は領収書を添付すること。

※2 必要に応じて次の書類を提出すること。

- ・旅費については、出張行程表
- ・謝金については、議事次第
- ・委託している場合は、委託契約書等
- ・人件費が発生する場合は、出勤状況が分かるもの（出勤簿又は業務日誌等）

別記様式第14号（第15条関係）

年 月 日

団体所在地

団 体 名

代表者 役職名

氏 名

様

福知山市長

地域づくり組織活動支援事業交付金（積立金）交付額確定通知書

年 月 日付けで提出された地域づくり組織活動支援事業【交付金事業・交付金積立事業】実績報告書について、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第15条第3項の規定により審査した結果、次のとおり交付金の額を確定しましたので通知します。

1 交付決定通知年月日

年 月 日

2 交付決定金額

円

3 交付確定金額

円

福知山市長 様

団 体 所 在 地

団 体 名

代表者 役職名

氏 名

地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金交付申請書

地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業実施期間 年 月 ～ 年 月

3 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) そ の 他

<交付決定前の事業着手について>

※既に事業を実施された場合又は交付決定前に事業着手をされる場合は、以下の□欄にチェック（レ）をしてください。

申請事業については、速やかな事業実施が必要なため、交付決定前に着手します。
なお、本件について不交付決定がなされた場合でも異議は申し立てません。

別記様式第16号（第18条関係）

福知山市指令第 号

所在地
団体名
代表者 様

年 月 日付けで申請のあった地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金交付申請について承諾し、地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金として 円を交付します。

なお、交付金の交付については、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第20条によるものとします。ただし、次の事項に注意してください。

年 月 日

福知山市長

- 1 この交付金は、地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金として地域づくり組織に対し交付するものです。
- 2 この交付金を他の目的に使用することはできません。
- 3 この交付金の交付を受けるときは、この指令書の写しを添えた請求書を提出してください。
- 4 事業計画に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ申請して、承認を受けてください。
- 5 事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書、収支決算書その他必要な書類を提出してください。
- 6 事業施行者の支払方法は、金融機関からの振込みを原則とし、振込みの場合の証拠書類については、支払の事実を証明するもの（銀行振込受領書等）を事業報告に添付してください。ただし、現金支払の場合は、領収書を添付してください。
- 7 地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱に違反したとき、又は事業の収支が不適当と認められたときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

福知山市長 様

団 体 所 在 地
団 体 名
代 表 者 役 職 名
氏 名

地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金変更承認申請書

年 月 日付け福知山市指令第 号で交付決定のあった事業について地域
づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更
したいので、承認願いたく、申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容（変更後の事業計画書等を添付）

（1）事業の内容

（2）変更交付申請額 円

年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

福知山市長

地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けをもって申請がありました、地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金変更承認申請について、下記のとおり決定したので、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第19条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 承認します。

変更後交付金交付決定額 円

- 2 次の理由により承認しません。
(理由)

福知山市長 様

団 体 所 在 地
団 体 名
代 表 者 役 職 名
氏 名

地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金事業実績報告書

年 月 日付け福知山市指令第 号で交付決定のあった事業について地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 精 算 額 円

2 関係書類

- ・事業実績の資料（個々の事業実績資料、写真等）
- ・事業の収支決算書
- ・納品書（写し又は原本）
- ・領収書（写し又は原本）
- ・参考資料（記録写真、掲載新聞記事など）
- ・その他市長が必要と認めた書類

※1 支払方法が金融機関からの振込みの場合は、支払の事実を証明するもの（銀行振込受領書等）、現金支払の場合は領収書を添付すること。

※2 必要に応じて次の書類を提出すること。

- ・旅費については、出張行程表
- ・謝金については、議事次第
- ・委託している場合は、委託契約書等
- ・人件費が発生する場合は、出勤状況が分かるもの（出勤簿又は業務日誌等）

別記様式第20号（第21条関係）

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者 役職名

氏名

様

福知山市長

地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出された地域づくり組織活動支援プロジェクト事業交付金事業実績報告書について、地域づくり組織活動支援事業交付金交付要綱第21条第2項の規定により審査した結果、次のとおり交付金の額を確定しましたので通知します。

1 交付決定通知年月日

年 月 日

2 交付決定金額

円

3 交付確定金額

円